

京都上烏羽ユーマーズ 規約

第一条 団体の概要

- 1 この団体は、京都上烏羽ユーマーズ（英表記：Kyoto Kamitoba UMAs 以下UMAs と表記）という団体名であり、活動内容は、ソフトボールを中心としたスポーツ活動、及びレクリエーション・地域活性・青少年含む人材育成を目的とした団体である
- 2 本拠地は、上烏羽公園野球場（京都市南区）とする
- 3 創設は2005年11月27日、以降主な活動としては私設ソフトボール球団として現在に至る

第二条 理念

- 1 結団理念は、「つよく たのしく たくましく」とする
- 2 団員としての心構えとして、5原則を有する
 - 1) 全員参加の全員プレー
 - 2) 仕事は仕事 UMAsはUMAs
 - 3) チームワークと愛情重視でメンバー同士支え合う
 - 4) 役割担当明確に、受けた任務はまっとうする
 - 5) いつも明るくいつも楽しく
- 3 上記の結団理念と5原則を、UMAs の価値前提とする

第三条 団員規定

- 1 UMAs の団員になるには、3つの条件を全て有する者に限られる
 - 1) UMAs 公認のユニフォームを購入または保持している（または購入・保持の意思がある）
 - 2) 部費を納金している
 - 3) 理念に共感している
- 2 入団手続きは、部費の納入と代表者の承認によって完了（入団成立）とする
- 3 第三条1項の団員3条件を満たさない者については、以下に分類される
 - 1) 準団員 … ユニフォームを有さない、または部費を納金していないが、試合に参加している者、または入団検討中の者
 - 2) 助っ人 … 団員不足によって急きょ招集された者
- 4 退団に際しては、主に以下5つのいずれかの事態に及んだ場合、役員会及び厚生管理委員会が吟味の上、その者を退団とする
 - 1) 部費の未払い
 - 2) 連絡（電話・メール）の不通
 - 3) 本人より退団の申し入れがあり、役員会がそれを受理した場合
 - 4) 周りに故意に危害を及ぼしたと判断される行為を起こした場合
 - 5) その他明らかに継続が不可能であると判断される場合

第四条 部費

- 1 部費は原則的に、年額で年末に納金する
- 2 金額は年額で6000円（税込み）とする
- 3 部費納金は、団員としての必須条件であるが、以下3つの例外を認め部費未払いであっても団員と認定する

- 1) 一年間、UMAsの活動（主に試合）に一度も参加できなかった場合は、翌年の部費を免除とする
ただし、有効期間は2年間とし、3年目も部費未払いの場合は厚生管理委員会が協議の上、退団扱いと判断されれば退団となる
- 2) 産休・育休、怪我など、やむを得ないと判断される場合は、無期限の納金延期とする
ただし、延滞期間については、厚生管理委員会と協議の上、役員会の承認を必要とする
- 3) その他特別な事由が発生した場合は、特例として団員と認定する

4 傷害保険への加入については、任意参加とする

第五条 役割構成

- 1 UMAsのスポーツ活動をより円滑に、イキイキと正確に実施していくことを目的として、下記委員会を制定し活動する
 - 1) 物品管理委員会 … 用具・救急箱・消耗品等の管理、購入、プランニングを実施する
 - 2) 成績管理委員会 … 公式戦等の戦績を管理・承認し、各賞等の制定と企画を実施する
 - 3) 厚生管理委員会 … 傷害保険と団員管理の実務、規約の管理、レクリエーションの企画と運営を実施する
 - 4) 財務管理委員会 … 会計管理、会計監査を中心とした、財務管理と設計を実施する
 - 5) 施設管理委員会 … グランド予約を中心とした施設関係の管理と運営を実施する
 - 6) 広報推進委員会 … HPアップ、ブログ更新等、広報を推進してPR・メンバー募集の実務を遂行する
 - 7) 委員会統括（事務局） … 上記委員会を統括し、試合・練習・イベント開催のための実務を遂行する
- 2 委員会統括（事務局）が各委員会を統括し、執行権を有する
- 3 各委員会が有機的に融合し、結団理念の達成と5原則の遵守に向けた積極的な行動については、団員もこれに協力することを義務付けるものとする

第六条 役員構成

- 1 UMAsの役員構成は以下の通りとする
 - 1) 代表（総監督） … UMAsの最終執行責任者
 - 2) 副代表（監督代行） … 代表業務のサポーター兼実務者
 - 3) コーチ（ヘッドコーチ・各育成コーチ） … 人材育成の設計と実行者
 - 4) 事務局（事務局長・事務局次長） … 委員会統括及びチームの運営責任者
- 2 各役員の名称変更及び役割変更の際は、役員会の承認を必要とする
- 3 役員は原則として年始毎に自動更新とする
- 4 役員の就任及び役員の任務から外れる場合は、役員会の承認を必要とする
- 5 役員会の発議（招集と開催）は、団員であればその権利を有し、代表者がその開催を承認した場合に限り正式に認められる
- 6 役員会の開催においては、役員の過半数の参加を有するが、委任による欠席が認められた場合は、その欠席者も参加人数としてカウントされる
- 7 参加リーグの選定、開催リーグの企画など、所属リーグ及び所属共同体の選定については、役員会の承認を必要とする

第七条 規約の刷新

- 1 本規約の改定及び刷新については、以下の条件を全て満たした場合、「規約刷新委員会」が特別招集される
 - 1) 全団員の過半数の賛同を得る
 - 2) 役員会メンバーの過半数の賛同を得る

- 3) 発議者による代替案が存在している
- 2 規約刷新委員会は、全団員の総意を得て、運営責任者と参加者が決定される
- 3 第七条2項の工程を踏んだ上で、完成した規約を役員会に上程すれば、自動的に承認される
- 4 新しい規約については、作成した翌年の1月より、施行される

第八条 本規約の施行

- 1 本規約は、平成26年11月16日に承認を得、同年11月17日より施行されるものとする
- 2 平成26年11月16日現在の役員会メンバーの参加・承認・委任が過半数に達したと判断され、ここにその施行を宣言する

京都上鳥羽ユーマーズ